

コープの団体がん保険「がん保険(1年契約用)」の重要事項のご説明(WEB加入システムによる申し込み用)

- この書面では、コープの団体がん保険（がん保険（1年契約用））に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご加入者と被保険者が異なる場合には、ここに記載の事項を被保険者の方へ必ずご説明ください。
 - 契約概要** → 保険商品の内容をご理解いただくための事項
 - 注意喚起情報** → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「**ご加入のしおり**」をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

ご加入前におけるご確認事項

1. 契約形態について

この保険は、WEB加入システムのトップページに表示された生活協同組合を保険契約者とし、生協の組合員やそのご家族を被保険者とする団体契約です。

2. 商品のしくみ **契約概要**

この保険では、被保険者が保障期間中にがんと診断確定された場合に保険金をお支払いします。

※「がんの診断確定」とは、医師または歯科医師により病理組織学的所見（生検を含みます。）によってがんと診断されることをいいます。

3. ご加入者の範囲

この保険にお申込みいただけるのは、WEB加入システムのトップページに表示された生活協同組合の組合員または組合員と同一の世帯に属する方となります。

（注）「ご加入者」とはこの保険にお申込みいただく方をいいます。

4. 被保険者の範囲 **契約概要**

被保険者には、次の①～③のいずれかおひとりをご指定ください。

- ①組合員または組合員と同一の世帯に属する方
- ②上記①の配偶者、ご両親、お子さま
- ③上記①の同居の親族

（注1）「被保険者」とはこの保険の保障を受けられる方をいいます。

（注2）「親族」とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

5. 保障の内容 **契約概要** **注意喚起情報**

（1）保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合は次のとおりです。詳しくは「**ご加入のしおり**」等でご確認ください。

がん診断保険金

被保険者が、保障期間中に次のいずれかの状態に該当した場合に、がん診断保険金額の全額をお支払いします。

- ①初めてがんと診断確定された場合
- ②継続契約の場合で、初年度契約から継続前契約までの連続した保障期間中にすでに診断確定されたがんを治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定された場合
- ③すでに診断確定されたがんが生じた後に、そのがんとは関係のない新たながんが生じたと診断確定された場合

※がん診断保険金のお支払いは、保障期間を通じ1回が限度となります。なお、継続契約の場合において、すでにがん診断保険金をお支払いすることとなった最終の診断確定日からその日を含めて1年を超えて新たにがんと診断確定された場合は、あらためてがん診断保険金をお支払いします。

がん入院保険金

被保険者ががんと診断確定され、保障期間中にその診断確定されたがんの治療のために所定の病院・診療所に入院された場合に、入院の日数に対して、入院1日につき、がん入院保険金日額をお支払いします。

がん手術保険金

被保険者ががんと診断確定され、保障期間中にその診断確定されたがんの治療のために所定の病院・診療所で所定の手術を受けられた場合、手術の種類に応じて、がん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。

※手術の種類によっては60日間に1回の制限があります。また、時期を同じくしてがん手術保険金の支払対象となる2つ以上の手術を受けられた場合、倍率の最も高い1つの手術に対してのみ保険金をお支払いします。

がん放射線治療保険金

被保険者ががんと診断確定され、保障期間中にその診断確定されたがんの治療のために所定の病院・診療所で放射線治療を受けられたときは、がん入院保険金日額の10倍をお支払いします。

※お支払いには60日間に1回の制限があります。

がん退院後療養保険金

被保険者ががんと診断確定され、がん入院保険金の支払対象となる20日以上の継続入院【注】をされた後、生存して退院した場合、がん退院後療養保険金額の全額をお支払いします。

【注】前回の入院の退院日からその日を含めて30日以内に開始した転入院・再入院は1回の継続入院とみなします。

※がん退院後療養保険金の支払対象となる入院の退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院に対しては、がん退院後療養保険金をお支払いできません。

がん通院保険金（がん通院保険金の補償拡大特約付帯※1）

次の①・②のいずれかに該当する通院【注】をされた場合に、通院

の日数に対して、通院1日につき、がん通院保険金日額をお支払いします。

①所定の病院・診療所で保障期間中にがんの治療を目的とする次のいずれかに該当する通院をされた場合

- a. 所定の手術のための通院
- b. 放射線治療のための通院
- c. 抗がん剤治療のための通院

②保障期間中にがん入院保険金の支払われる入院（日帰り入院を含みます。）を開始した場合において、次のいずれにも該当する通院をされた場合。なお、1回の入院の原因となったがんの治療のための通院について、425日を限度とします。

- a. 入院の原因となったがんの治療のための通院
- b. 入院の開始日前日からその日を含めて遡及して60日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて365日以内（退院後通院期間）に行われた通院

【注】 往診、訪問診療とオンライン診療を含みます。なお、オンライン診療は、月に複数回のオンライン受診をしたとしても通院保険金のお支払いは月ごとに1回（1日）のみとなります。

※1 コープの団体がん保険では、がん通院保険金の補償拡大特約を自動付帯しています。

※2 がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに入院（日帰り入院も含みます。）をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。

がん特定手術保険金

被保険者ががんと診断確定され、保障期間中にその診断確定されたがんの治療のために所定の病院・診療所で「がん特定手術」を受けられた場合、がん特定手術保険金額の全額をお支払いします。

※「がん特定手術」とは、胃全摘除術、片側肺全摘除術、食道全摘除術、片側腎全摘除術、膀胱全摘除術、人工肛門造設術、喉頭全摘除術（発声機能の喪失を伴うものに限ります。）、四肢切断術（手指・足指を除きます。）をいいます。

※時期を同じくして2つ以上のがん特定手術を受けられた場合、いずれか1つのがん特定手術についてのみ保険金をお支払いします。

がん葬祭費用保険金

被保険者ががんと診断確定され、保障期間中にその診断確定されたがんがもて死亡された場合で、被保険者の親族が葬祭費用を負担されたときは、がん葬祭費用保険金額を限度として、負担された葬祭費用の額（実費）をお支払いします。

がん患者申出療養保険金

被保険者ががんと診断確定され、保障期間中にその診断確定されたがんの治療のために日本国内で患者申出療養を受けられた場合、被保険者が負担された患者申出療養にかかわる技術料の額をお支払いします。ただし、1回の患者申出療養につき2,000万円を限度とします。※次のア.～オ.に掲げる費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。

ア. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用。この費用には、自己負担分を含みます。

イ. 評価療養のための費用

ウ. 選定療養のための費用

エ. 食事療養のための費用

オ. 生活療養のための費用

※「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養【注】をいいます。（参考：<https://www.mhlw.go.jp/moushideryouyou/>）

【注】療養を受けた日現在、患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める病院または診療所において行われるものに限ります。また、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は除きます。

がん先進医療保険金

被保険者ががんと診断確定され、保障期間中にその診断確定されたがんの治療のために日本国内で先進医療による療養を受けられた場合、被保険者が負担された先進医療にかかわる技術料の額をお支払いします。ただし、1回の先進医療につき2,000万円を限度とします。※次のア.～オ.に掲げる費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。

ア. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用。この費用には自己負担分を含みます。

イ. 先進医療以外の評価療養のための費用

ウ. 選定療養のための費用

エ. 食事療養のための費用

オ. 生活療養のための費用

※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療【注】をいいます。

【注】療養を受けた日現在、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める病院または診療所において行われるものに限ります。また、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は除きます。

がん先進医療一時金

がん先進医療保険金をお支払いする場合、別途、がん先進医療一時金（5万円）をお支払いします。

抗がん剤治療保険金

被保険者ががんと診断確定され、保障期間中にその診断確定されたがんの治療のために抗がん剤治療を開始した場合、抗がん剤による治療を行った日の属する月ごとに、ご契約の保険金額を保険金としてお支払いします（支払限度月数60か月）。

※抗がん剤治療をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療をされた場合は、新たに抗がん剤治療を開始したものと取り扱います。

※「抗がん剤治療」とは、次の条件の全てを満たす入院または通院

をいいます。

- 診断確定されたがんの治療のための入院または通院であること
- 公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること

※抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。

※この保険金における「抗がん剤」とは、厚生労働大臣の承認を受けている医薬品のうち、次の①・②のいずれかに該当する医薬品をいいます。

①厚生労働大臣による製造販売の承認時に被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められ、かつ、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01（抗悪性腫瘍薬）、L02（内分泌療法）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）またはV10（治療用放射性医薬品）に分類されるもの。

②キムリア

がん女性特定手術保険金

被保険者ががんと診断確定され、保障期間中にその診断確定されたがんの治療のために所定の病院・診療所で「がん女性特定手術」を受けられた場合、がん女性特定手術保険金額の全額をお支払いします。

※「がん女性特定手術」とは、乳房切除術【注】、子宮全摘除術、両側卵巣全摘除術をいいます。

【注】乳房の皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいいます。ただし、生検を除きます。

※時期を同じくして2つ以上のがん女性特定手術を受けられた場合、いずれか1つのがん女性特定手術についてのみ保険金をお支払いします。

悪性新生物診断保険金

被保険者が、保障期間中に次のいずれかの状態に該当した場合に、悪性新生物診断保険金額の全額をお支払いします。

①初めて悪性新生物と診断確定された場合

②継続契約の場合で、初年度契約から継続前契約までの連続した保障期間中にすでに診断確定された悪性新生物を治療したことにより、悪性新生物が認められない状態となり、その後初めて悪性新生物が再発または転移したと診断確定された場合

③すでに診断確定された悪性新生物が生じた後、その悪性新生物とは関係のない新たな悪性新生物が生じたとして診断確定された場合

※がんのうち上皮内新生物については、悪性新生物診断保険金のお支払いの対象なりません。

※悪性新生物診断保険金のお支払いは、保障期間を通じ1回が限度となります。なお、継続契約の場合において、すでに悪性新生物診断保険金をお支払いすることとなった最終の診断確定日からその日を含めて1年を超えて新たに悪性新生物と診断確定された場合は、あらためて悪性新生物診断保険金をお支払いします。

(2) 保険金をお支払いできない場合

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは「[ご加入のしおり](#)」等でご確認ください。

- 告知義務違反により解除された場合（解除の原因となる事実に基づいて生じたがんについてのみ）
- がんと診断確定されたときが、初年度契約の保障期間の開始日より前である場合

など

6. 保障の重複に関するご注意 【注意喚起情報】

次表の特約等のご加入にあたっては、保障内容が同様のご契約（この保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、保障が重複することがあります。保障が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも保障されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。保障内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（注）

(注) 1 保険のみに特約をセットした場合、保険を解約したときなどは、特約等の保障がなくなることがあります。ご注意ください。

〈保障が重複する可能性のある主な特約（保障）〉

今回ご加入いただく保障	保障の重複が生じる他の保障の例
がん葬祭費用補償特約	医療保険(1年契約用) 葬祭費用補償特約

7. 保険金額の設定および引受条件等 【契約概要】

- (1) 保険金額の設定にあたっては、次のa.～c.にご確認ください。
- a. お客さまが実際にご加入する保険金額については、「WEB加入システム」に表示された保障内容でご確認ください。
- b. 加入限度は、1被保険者につき1加入となります。
- c. 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

(2) 引受条件は次のとおりです。

新規加入：保障開始日時点で被保険者の年齢が満0歳以上70歳以下の場合に加入いただけます。

継続加入：保障開始日時点で被保険者の年齢が満89歳まで自動的に継続されます。（保障開始日時点で満90歳を迎えた場合は継続加入できません。）

※共栄火災の今後の保険金のお支払い状況等によって、加入できる上限年齢を引上げまたは引下げさせていただく場合があります。

(3) 他の保険契約がある場合において団体がん保険と「他の保険契約」の入院保険金日額の合計金額が以下の表の金額を超える場合、この団体がん保険に加入できません。

〈入院保険金日額〉	被保険者満年齢※1	
	満64歳以下	満65歳以上
がん入院保険金※2	30,000円	10,000円
がん入院保険金+疾病入院保険金※3	90,000円	30,000円

※1 保障開始日時点の満年齢によります。

※2 共栄火災分の合計金額

※3 共栄火災+他社契約分の合計金額

8. 保障の開始・終了時期および保障期間 【契約概要】 【注意喚起情報】

各生協所定の締切日（※）までに申込みいただきますと、保障開始日はその締切日の翌月1日から2か月後の1日となり、保障開始日の午前0時より保険責任が開始します。

●保障の終了は、各生協所定の保障終了日（※）の午後4時までとなります。また、特約のお申し出をされない限り、毎年1年間自動的に継続されます。継続後の保障期間は、継続後の保障開始日（※）の午後4時から翌年の同月1日の午後4時までとなります。

（※）WEB加入システム「ご加入にあたって」に表示の各日付を参照してください。

9. 保険料決定の仕組み 【契約概要】

保険料はご加入されるコース（保険金額）、保障開始日年齢（保障開始日における満年齢）により決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料はWEB加入システムでご確認ください。また、継続後の保険料は、被保険者の保障開始日年齢により5歳刻みで変わります。

10. 保険料の払込方法 【契約概要】 【注意喚起情報】

●保険料の払込方法は「月払い」となります。

●保険料は保障開始した月より、組合員（ご加入者）の指定口座から毎月所定の口座引落し（※）に引き落とされます。

（※）WEB加入システム「ご加入にあたって」に表示の口座引落日を参照してください。

11. 保険料の払込猶予期間等の取扱い 【注意喚起情報】

●新規加入時の第1回目の保険料が引き落としできなかった場合は、その翌月に第1回目と第2回目の2か月分の保険料を引き落としします。このとき2か月分の保険料が引き落としできなかった場合は、加入のお申込みが不成立となり保険責任は開始しません。

●継続加入後の第1回目の保険料の引き落としができなかった場合で、その翌月に2か月分の保険料が引き落としできなかった場合は、継続日（この保険制度の統一満期日）の午後4時にさかのぼって保険責任を終了し、その時以降に発生した保険金支払事由に対しては、保険金はお支払いしませんのでご注意ください。

●第2回目以降の保険料の引き落としができなかった場合は、その翌月に2か月分の保険料を引き落としします。このとき2か月分の保険料が引き落としできなかった場合は、最初の引落不能月の1日午後4時にさかのぼって保険責任を終了し、そのとき以降に発生した保険金支払事由に対しては、保険金をお支払いしませんのでご注意ください。

12. 満期返れい金・契約者配当金 【契約概要】

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入時におけるご確認事項

1. 告知義務（WEB加入システム入力上の注意事項） 【注意喚起情報】

●告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、WEB加入システムの入力事項中★印がついている項目のことです。この項目の回答内容が事実と違っている場合、または事実を入力しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の回答内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

○被保険者の生年月日・満年齢・性別

○「健康状態告知」の質問事項

○他の保険契約

(注) 「他の保険契約」とは、医療保険・がん保険・疾病入院特約・がん入院特約などのがんを保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

■健康状態告知について

●新規でご加入いただく方、または継続してご加入される場合に保障内容を拡大される方は「健康状態告知」の質問事項についてご回答いただきます。「健康状態告知」の質問事項の回答欄に、現在の健康状態、過去の傷病歴など、おたずねする事項について正しくご入力ください。

●「健康状態告知」の回答としてお答えいただく内容は、公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。取扱代理店や共栄火災社員に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、必ず「健康状態告知」の回答欄に回答をご入力いただきますようお願いいたします。

●「健康状態告知」の質問事項に該当する（「健康状態告知」のご回答が「はい」となる）場合には、ご加入をお断りさせていただきますので、あらかじめご承知おきください。

2. クーリングオフ 【注意喚起情報】

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行う制度がありますが、この保険はクーリングオフの対象となりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

3. 保険金受取人

保険金受取人は、原則として被保険者本人となります。

4. 「現在ご加入の契約の解約を前提とした新たなご契約」をご検討の場合のご注意 【注意喚起情報】

現在ご加入の契約を解約し、新たな契約にご加入する場合につきまし

ても、通常の新規加入と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入の引受ができなかったり、その告知をされなかったために解除となる場合があります。
※組合員番号の変更のため、やむを得ず保険を解約し、新たにご加入される場合は、解約日（保障終了日）と新たな契約の保障開始日が同日であり、かつ保障内容に変更がない場合（保障内容を縮小される場合を含みます。）、告知は不要となります。
新たにご加入いただく契約の保険責任の開始より前に診断確定されたがんについては、新たなご契約では保険金をお支払いできません。また、現在ご加入の契約の解約日以降は、解約日以前に診断確定されたがんであっても、現在ご加入の契約では保険金をお支払いできません。

ご加入後におけるご確認事項

1. ご注意いただく事項

ご加入後、以下の変更が生じる場合は、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。
○組合員（ご加入者）の住所や氏名が変更となる場合
○その他、WEB加入システムに入力された内容に変更が生じる場合
■「悪性新生物診断保険金特約」「抗がん剤治療補償特約」でご注意ください
これらの特約を最初に付帯した契約で、次に該当する場合、その特約は無効となり、すでに払い込まれたその特約にかかる保険料の全額をお返しします。
①「悪性新生物診断保険金特約」を付帯した契約
悪性新生物と診断確定された時が、この特約の支払責任の開始前であるとき
②「抗がん剤治療補償特約」を付帯した契約
がんと診断確定された時が、この特約の支払責任の開始前であるとき

2. 解約の手続き 契約概要 注意喚起情報

ご加入の契約を解約される場合は、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。解約される場合に必要書類、保障終了日、保障終了日に応じた書類提出締切日、また保障終了日に応じた最終保険料の口座振替日等をご案内いたします。
■ご注意ください
●始期日から解約時までの期間に応じて払込いただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。
●この保険は、生協の組合員とその家族のための保険です。組合員（ご加入者）が生協脱退等により組合員資格を喪失したときは、ご契約の解約の手続きが必要となります。

3. 被保険者からの解約 注意喚起情報

被保険者がご加入者以外の方で、一定の条件に該当するときは、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

4. 保障内容や保険料の変更

保障内容や保険料につきましては、この保険制度の被保険者数、保険金のお支払い状況等によってはご契約継続時にこれらが変更となることがありますので、あらかじめご承知おください。なお、実際に保障内容や保険料が変更となるときは、事前にご案内します。

その他ご留意いただきたいこと

1. 生命保険料控除について

その年にお支払いいただいた保険料のうち所定の額が、生命保険料控除（介護医療保険料控除）としてその年の所得金額から控除されます（2024年9月現在）。

2. 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は原則として90%まで保障されます。

3. 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ（<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>）をご覧ください。

4. 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いでき

ないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的としてがんを生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

5. ご加入の継続について

この保険制度の健全な運営のために、保険金請求状況や年齢などによっては、この制度への継続加入をお断りさせていただくことや保障内容を変更させていただくことがあります。その場合は事前にご連絡します。

6. 保険金をお支払いすべき事由が発生した場合

保険金をお支払いすべき事由が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

7. 保険契約の無効・取消し

ご加入者が、保険金を不法に取得させる目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的を持って保険に加入した場合は、保険は無効になります。この場合、保険料は返還しません。
ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって加入された場合は、保険の取消しをさせていただきます。この場合、保険料は返還しません。

8. 団体契約のご説明

コープの団体がん保険は、WEB加入システムのトップページに表示された生活協同組合が保険契約者となる団体契約です。したがって、保険証券を請求する権利や保険契約を解除する権利など、保険契約者の権利は生活協同組合が有します。また、保険会社との間の契約条件を決定・変更する権利（例えば、保障金額や保険料の水準を決定・変更する権利など）も生活協同組合が有します。

ご加入内容の確認事項

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客様の希望を満たした内容となっていること、WEB加入システムの入力欄が正しく入力されていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが、本「重要事項のご説明」等を参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、WEB加入システムに表示のお問い合わせ先までお問い合わせください。

<ご確認いただきたい事項>

1. この保険はお客様の意向を推定（把握）のうえご案内しています。この加入内容が以下の点でお客様の意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - ☐ 保障の種類（保険の種類・保障する事故の範囲）
 - ☐ ご加入コース（保険金額、月額保険料）
お申込されたコースの保障内容・月額保険料を申込内容確認ページでご確認ください。
 - ☐ 被保険者の範囲
※「重要事項のご説明」の「確認事項1」に記載の内容をご確認ください。
 - ☐ 保障の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）
※「重要事項のご説明」の「確認事項2、3」に記載の内容をご確認ください。
 - ☐ 保障の開始・終了時期および保障期間
※「重要事項のご説明」の「確認事項4」に記載の内容をご確認ください。
2. 健康状態の告知内容に誤りがないかご確認ください。
「健康状態告知」の質問事項の回答にお間違えがないか再度ご確認ください。
3. WEB加入システムに入力いただいた被保険者の「氏名」「満年齢」「性別」等に誤りがないかご確認ください。
4. 「重要事項のご説明」の内容にご不明な点がないかご確認ください。
5. 最終的にご選択いただいたご加入内容がお客様の当初のご意向に沿った内容になっているか、よくご確認ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取扱代理店または共栄火災営業店までご連絡ください。

保険金の支払事由に該当したときは、共栄火災にご連絡ください。

共栄火災医療サービス室 0120-528-807（通話料無料）

受付時間：平日 午前9：00～午後5：00（土日・祝日・年末年始を除く）

<指定紛争解決機関> 注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808（ナビダイヤル＝通話料有料）

受付時間：平日 午前9：15～午後5：00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/>）をご覧ください。